

佐賀県告示第 150 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 4 項の規定により、次のとおり指定納付受託者の指定内容を変更した。

令和 6 年 7 月 16 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	変更前の住所又は事務所の所在地	変更後の住所又は事務所の所在地	指定変更年月日	対象となる歳入
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区桜丘町 22 番 14 号 N.E.S. ビル N 棟 2 階	東京都渋谷区渋谷三丁目 26 番 20 号 関電不動産渋谷ビル 8 階	令和 6 年 7 月 17 日	佐賀県への寄附金